

資 料

- ・ 逗子市緑の基本計画2005策定経過
- ・ 平成16年度みどり審議会委員名簿
- ・ 諮問書(緑の基本計画の改定について(諮問))
- ・ 答申書(逗子市緑の基本計画の改定について(答申))
- ・ 裸地を含む全緑被地詳細一覧
- ・ 用語集

逗子市緑の基本計画 2005 策定経過

平成 15 年度 逗子市みどり審議会(緑の基本計画見直しの方向性を審議)

- 平成 15 年 5 月 7 日 第 1 回みどり審議会
- ・緑の基本計画の改定について他
- 平成 15 年 7 月 18 日 第 2 回みどり審議会
- ・緑の基本計画の問題点
 - ・緑の基本計画と他の計画等との関連
- 平成 15 年 10 月 1 日 第 3 回みどり審議会
- ・緑の基本計画の見直しについて
(検討すべき箇所、見直しの予定他)
- 平成 16 年 2 月 16 日 第 4 回みどり審議会
- ・緑の基本計画の見直しについて
(計画の目玉となるもの、一部改訂で取り上げていきたいもの他)

平成 16 年度 逗子市みどり審議会(計画内容を具体的に審議)

- 平成 16 年 6 月 25 日 第 1 回みどり審議会
(10:00 ~ 12:00)
- ・委嘱状の交付
 - ・委員長等の選出
 - ・今年度の緑の基本計画見直し作業について他
- 平成 16 年 8 月 9 日 第 2 回みどり審議会
(10:00 ~ 12:00)
- ・緑の基本計画改定案について
(緑の基本計画改訂ポイント、本計画における緑地保全の考え方、
緑の基本計画改定案(1 ~ 3 章)他)
- 平成 16 年 10 月 15 日 第 3 回みどり審議会
(10:00 ~ 12:00)
- ・緑の基本計画改定案について
(緑の基本計画改定案(1 ~ 7 章)の検討)
 - ・樹林地保全の優先順位における基準づくり
 - ・小坪二丁目の県有地について
 - ・パブリックコメントについて
 - ・樹木伐採行為届出要綱の制定について
- 平成 16 年 12 月 20 日 第 4 回みどり審議会
(10:00 ~ 12:00)
- ・市民説明会の結果報告について

- ・都市緑地法施行例について
- ・緑の基本計画の修正案について

平成 17 年 1 月 20 日 第 5 回みどり審議会
(10:00 ~ 12:00)

- ・緑の基本計画素案(平成 17 年 1 月 20 日付け)について
- ・緑の基本計画の改訂における答申について
- ・旧脇村邸について

平成 17 年 2 月 9 日 第 6 回みどり審議会
(10:00 ~ 12:00)

- ・緑の基本計画(素案)についての検討
- ・緑の基本計画の改訂における答申についての検討
- ・緑の基本計画について 答申

逗子市緑の基本計画市民説明会

平成 16 年 11 月 21 日 緑の基本計画市民説明会実施
(14:00 ~ 16:00)

- ・緑の基本計画(素案)資料の配付
- ・パワーポイントを使った緑の基本計画の概要説明
- ・質疑応答他

緑の基本計画の改定に関する意見募集(パブリックコメント)

平成 17 年 2 月 15 日 緑の基本計画の改定に関する意見募集
~ 平成 17 年 3 月 16 日 (「逗子市パブリックコメントの手續に関する規程」にもとづく案
の公表と市民等からの意見等の募集)

緑の基本計画(素案)についての神奈川県協議

平成 17 年 8 月 24 日 逗子市緑の基本計画(素案)について神奈川県への協議依頼
平成 17 年 10 月 13 日 逗子市緑の基本計画(素案)からの神奈川県への協議・回答

緑の基本計画の策定

平成 18 年 3 月 27 日 逗子市緑の基本計画の策定

平成 16 年度みどり審議会委員名簿

(平成17年1月1日現在)

氏 名	種 別	備 考
葉山 嘉一 日本大学専任講師	専門知識を有する者	委員長
原田 弘美	市 民	
原田 洋 横浜国立大学教授	専門知識を有する者	
藤原 克史	市 民	
和多 治 横浜国立大学助手	専門知識を有する者	



写真右手前から和多治、原田洋、中央 葉山嘉一、
写真左後方から原田弘美、藤原克史(敬称略・左手前は緑政課長)

諮問書(緑の基本計画の改定について(諮問))

16逗0602発第43号
2004年(平成16年)8月9日

逗子市みどり審議会
委員長 葉山 嘉一 様

逗子市長 長 島 一 由

緑の基本計画の改定について(諮問)

このことについて、逗子市みどり条例第4条第2項の規定に基づき、逗子市みどり審議会規則第4条第1項第1号の緑の基本計画の改定に関する事項について、貴審議会の意見を求めます。

答申書(逗子市緑の基本計画の改定について(答申))

2005年(平成17年)2月9日

逗子市市長 長島 一由 様

逗子市みどり審議会
委員長 葉山 嘉一

逗子市緑の基本計画の改定について(答申)

2004年(平成16年)8月9日付け、16逗0602発第43号をもって諮問のありました緑の基本計画の改定について、慎重に審議した結果、計画(案)を添え、次のとおり答申します。

逗子市においては、自然環境、生活環境が急速に変化する中で、市街地に残された貴重な緑の保全、将来に向けた緑の創出、自然とのふれあいに対するニーズの高まり等、地域の人々が抱えるさまざまな課題に応えるためには、新たな緑の施策を展開する必要があります。

緑の基本計画の改定については、平成8年度に逗子市緑の基本計画検討委員会において策定された「逗子市緑の基本計画」の基本理念を踏まえつつ、時代の変化の中で新たに顕在化した課題等を検証し、平成16年6月に改正された都市緑地保全法の新たな制度を導入するなどにより、今後の緑の施策の方向性を示すべく、市民意識調査による資料及び市民説明会の開催など、市民の意見を踏まえ、計画全般にわたって審議を重ねてまいりました。

また、「逗子市緑の基本計画」を実効性のあるものとするため、全庁一体となり、緑の保全及び緑化推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があり、基本計画の進捗状況を踏まえ、定期的な点検・評価などの見直しを行い、より時代の要請に応じた計画となるよう申し添えとともに、審議において提起された計画に対する意見等については、十分考慮されることを要望するものです。

なお、今後のみどり施策、総合的なまちづくりに反映されるよう、次の施策の実行を検討されたい。

- ・ 緑の基本計画の実行性を確保するため、実施計画を策定されたい。
- ・ 緑の保全上、適切な管理を必要とするため、管理マニュアルを含めた管理計画を策定されたい。
- ・ 市民の主体的な活動を尊重し、企業を含めて、市民との協働を積極的に図られたい。

裸地を含む全緑被地詳細一覧

調査年度	区域区分	地区面積 ha	合計 ha	緑被率 %	自然林 ha	スギ・ヒノ キ人工林 ha	クヌギ・コ ナラ等の 二次林 ha	竹林 ha	ススキ・サ サの草地 ha
平成16年 市合計値	市域	1,734.0	1,017.70	58.7%	86.16	262.31	491.30	2.65	66.34
	市街	833.0	216.11	25.9%	13.77	20.90	93.68	1.17	13.83
	調整	901.0	801.59	89.0%	72.39	241.41	397.62	1.48	52.51
市域構成比	市域	-	-	-	8.5%	25.8%	48.3%	0.3%	6.5%
平成8年 市合計値	市域	1,734.0	1,089.41	62.8%	89.74	269.74	522.34	3.40	68.75
	市街	852.0	296.55	34.8%	15.91	37.01	119.71	1.90	20.94
	調整	882.0	792.86	89.9%	73.83	232.73	402.63	1.50	47.81
平成8 16の 市合計値の 増減	市域	0.0	-71.7	-4.1	-3.6	-7.4	-31.0	-0.8	-2.4
	市街	-19.0	-80.4	-8.9	-2.1	-16.1	-26.0	-0.7	-7.1
	調整	19.0	8.7	-0.9	-1.4	8.7	-5.0	0.0	4.7
地区名	区域区分	地区面積 ha	合計 ha	緑被率 %	構成比 %				
逗子	市街	75.3	5.58	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	調整	15.9	12.34	77.6%	11.0%	0.0%	29.3%	0.0%	0.3%
新宿	市街	61.2	17.57	28.7%	16.6%	0.0%	45.6%	0.0%	2.5%
	調整	139.5	35.74	25.6%	9.1%	2.1%	45.2%	0.4%	2.2%
小坪	市街	139.5	35.74	25.6%	9.1%	2.1%	45.2%	0.4%	2.2%
	調整	18.3	14.86	81.2%	4.9%	4.7%	44.3%	0.0%	1.7%
久木	市街	158.9	51.02	32.1%	2.0%	11.8%	63.2%	0.9%	6.0%
	調整	23.8	21.10	88.7%	3.9%	10.1%	72.0%	0.1%	1.8%
山の根	市街	49.7	20.43	41.1%	17.1%	12.9%	58.8%	0.0%	0.6%
	調整	1.3	1.17	90.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
池子	市街	69.2	15.41	22.3%	7.3%	0.8%	25.4%	0.6%	17.4%
	調整	107.6	91.17	84.7%	35.3%	6.7%	44.2%	0.0%	11.9%
沼間	市街	137.9	37.35	27.1%	0.7%	15.2%	26.9%	0.4%	9.8%
	調整	213.1	196.52	92.2%	7.5%	50.0%	26.6%	0.4%	9.1%
桜山	市街	141.3	33.01	23.4%	5.2%	17.3%	34.3%	0.9%	9.3%
	調整	67.1	60.16	89.7%	4.6%	42.5%	47.0%	0.9%	2.1%
接收地	調整	260.0	210.37	80.9%	9.4%	20.0%	60.2%	0.1%	8.6%
桜山大山	調整	193.9	193.90	100.0%	0.0%	34.3%	63.7%	0.0%	2.0%

調査年度	水田 ha	畑 ha	果樹園 ha	裸地 ha	水面 ha	水辺 ha	都市公園 の植栽地 ha	公共公益 施設の植 ha	民有地の 植栽地 ha
平成16年 市合計値	0.00	14.43	1.00	6.18	11.48	4.43	19.86	23.50	28.06
	0.00	8.96	0.53	5.28	9.36	0.00	9.67	11.96	27.00
	0.00	5.47	0.47	0.90	2.12	4.43	10.19	11.54	1.06
市域構成比	0.0%	1.4%	0.1%	0.6%	1.1%	0.4%	2.0%	2.3%	2.8%
平成8年 市合計値	0.00	14.43	0.18	17.90	9.25	3.43	21.59	26.19	42.47
	0.00	10.59	0.18	14.30	7.06	0.00	14.52	14.54	39.89
	0.00	3.84	0.00	3.60	2.19	3.43	7.07	11.65	2.58
平成8 16の 市合計値の 増減	0.0	0.0	0.8	-11.7	2.2	1.0	-1.7	-2.7	-14.4
	0.0	-1.6	0.4	-9.0	2.3	0.0	-4.9	-2.6	-12.9
	0.0	1.6	0.5	-2.7	-0.1	1.0	3.1	-0.1	-1.5
地区名	構成比 %								
逗子	0.0%	0.2%	0.0%	0.7%	55.7%	0.0%	0.0%	4.7%	38.7%
新宿	0.0%	2.4%	0.0%	1.0%	11.4%	0.0%	0.2%	0.6%	19.7%
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.9%	22.8%	0.0%	0.6%
小坪	0.0%	1.9%	0.5%	8.2%	0.1%	0.0%	2.2%	4.9%	23.2%
	0.0%	0.9%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	41.7%	0.0%	1.5%
久木	0.0%	2.9%	0.4%	0.6%	1.1%	0.0%	2.3%	3.7%	5.1%
	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	5.2%	0.0%	0.5%
山の根	0.0%	1.6%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
池子	0.0%	3.2%	0.3%	1.0%	2.8%	0.0%	22.0%	1.0%	18.1%
	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
沼間	0.0%	8.2%	0.1%	2.5%	3.9%	0.0%	6.6%	19.1%	6.6%
	0.0%	0.6%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	5.3%	0.1%
桜山	0.0%	7.5%	0.3%	2.0%	5.4%	0.0%	5.5%	2.0%	10.4%
	0.0%	1.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.6%
接收地	0.0%	0.8%	0.0%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
桜山大山	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：平成14年撮影航空写真 / 平成16年現在の状況に合わせて開発区域等を一部修正

地区面積は市街化区域面積と市街化調整区域面積で按分調整しているため市の公称面積とは一致しません。

用語集

あ行	
アダプト制度	アメリカ・テキサス州に始まり、現在ではアメリカはもとより、日本各地でも導入が進んでいる制度。ボランティアとなる住民や地元企業が「里親」となり、「養子（アダプト）」とした公共施設の清掃や緑化を定期的に行う。
アメニティ	快適環境と訳される。人間的な住みやすさを示す概念であり、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統等が互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をアメニティという。
エコロジカル (エコロジー)	生態系を構成する一員として人間をとらえ、人間と自然環境、物質循環、社会状況等との相互関係を考えること。
オープンガーデン	イギリスで始まった民有地の緑化活動。登録制によるもので、個人の緑化された庭を公開し、訪れる人とともに庭園の鑑賞を楽しむ緑づくり活動の一つ。
NPO	Nonprofit Organization の略称で、日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」「ボランティア団体」等をいう。「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」立場から、これまで行政や企業では提供できなかった新しい社会サービスを提供する事業体で、福祉、環境、国際協力、まちづくり等、様々な分野で社会的使命を持った活動を展開している。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）のみがNPOではなく、法人格を持たない任意団体も要件を満たしていればNPOと呼ばれる。
か行	
河川緑地	公園緑地に準じる機能を持つ施設で、公有地、又は公的な管理がされており、持続性を有していると認めらるものとして、水面を有する河川、湖沼、水路、並びに水辺を有する河岸、湖畔等をいう
河川環境整備基本計画	河川の治水及び水利機能を確保しつつ河川環境の管理に関する施策の基本的な計画について、二級河川区間を県が、準用河川区間について市が計画を定めたもの。
協働	市民・企業・行政が協力しあって、市民サービスを生産し、供給していく活動体系。
景観法・景観計画・景観行政 団体	「景観法」は、我が国初の景観に関する総合的な法律で、「景観行政団体」は景観に関する方針や景観の規制内容等を「景観計画」に定めることができる。 「景観行政団体」は都道府県、指定都市、中核市及び都道府県と協議し同意を得た市町村が同団体となるもので、本市は平成17年11月1日付けで景観行政団体となっている。 神奈川県では県、指定都市、中核市の他、県との協議・同意により、平成18年2月15日現在で本市を含め、真鶴町、平塚市、小田原市、大磯町、秦野市、鎌倉市、葉山町、湯河原町、藤沢市、茅ヶ崎市、座間市、箱根町、大和市が景観行政団体となっている。

コンフォート・エコタウン	コンフォート：「快適」「安らぎ」等を意味する言葉。 エコタウン：エコロジー(生態系)とタウン(街)を組み合わせた造語で、自然の生態系に配慮したまちづくりを意味する言葉。
さ行	
里山	人の営みと自然環境の調和した一つの空間形式。狭い意味では、薪・炭等の燃料や農業に使う木、落ち葉を得る等、人の生活にかかわってきた雑木林や畑等その周辺の田園環境一体をいう。しかし、人々が抱く里山のイメージはその言葉の響きから近年多様化している。
市民緑地制度	土地の所有者が自らの土地を住民が利用できる緑地として提供することを支援し、また、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体または緑地管理機構が当該土地の所有者と契約(市民緑地契約)を結び、一定の期間、住民の利用のために設置・管理する緑地。
生態回廊	生物の生息域をつなぐための植生帯や河川等を指す。生物の移動にとって大切な役割を果たしている。
た行	
地域森林計画	森林計画区内の民有林を対象に、全国森林計画に促して都道府県知事が5年ごとにたてる10ヵ年計画。森林整備及び保全の目標や考え方などについて明らかにするとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画の規範となる計画。
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県知事(10ha以上)または市町村(10ha未満)が都市計画に定める地域地区。
都市緑地法	平成16年の改正により、それまでの都市緑地保全法を改称・改正し成立した法律。都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められている。緑の基本計画についても同法を根拠法とする。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地。 本計画においては、都市公園法にもとづく緑地のうち、市街地内および市街地近接地において、良好な自然環境・親水環境を有する水辺や、景観・環境保全、防災等の観点から必要性の高い緑地を都市緑地として位置づけている。
都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地、草地、水辺地等であって、野生生物の保護、増殖を図るほか、都市気候の改善を図る等、都市の良好な自然環境を形成するための緑地。 本計画においては、都市公園法にもとづく緑地のうち、市街化区域およびその周辺の動植物の生息・生育環境を有する樹林地のうち、公有地化が図られているまたは公有地化・借地等により保全する必要性が高い樹林について都市林として位置づけている。

な行	
農業振興計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画のこと。農業振興施策の推進を図るため、農用地区域の指定や振興方策について記載する。
は行	
ビオトープ	野生生物の生息空間を意味する言葉。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、多様な生物が生息できるような良好な空間を指す。
ビオトープネットワーク	エコロジカルネットワークともいい、都市全体を対象に生き物の生息・生育空間として重要なみどりを核として、都市内に点在するみどりを結びつける(=ネットワークする)考え方のこと。都市では、自然環境が消失・縮小・分断化が進んでおり、生き物の生息・生育環境が孤立しているが、これをネットワークすることにより、生き物の移動を確保し、生き物の生息・生育環境を保全・再生・創出し、本来の生態系の回復をめざす。
風致地区	都市計画で定める地域地区の一つで、土地の所有いかに関わらず開発ないし土地利用の制限を行い、都市の風致を維持しようとする地区。
保存樹木	環境保全林以外の樹木であって一定基準以上の健全で美観上優れている樹木を対象に永続的に保存しようとする制度。
保全配慮地区	都市緑地法に基づき緑の基本計画で定める「緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。様々な制度を使い自然的環境に富んだ地区等の保全施策を示す。
ま行	
ミティゲーション	直訳は「緩和」「軽減」。ここでは樹林地等で開発を行う場合、環境への被害を最小限に抑えたり開発以前と同様の環境を復元すること。
や行	
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人が安全で利用しやすいよう製品、施設、空間等をデザインすること。
ら行	
リニューアル	新しく作り直して再生させること。
緑化地域	緑化地域とは、平成 16 年の都市緑地法および都市計画法の改正にともなって創出された制度で、用途地域が指定されている区域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域において区域と緑化率制限を都市計画決定により定める制度。
緑化配慮地区	都市緑地法に基づき緑の基本計画で定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけられる地区のこと。都市緑地法運用指針等では緑化重点地区と呼ばれているが本市では、逗子しみどり条例にもとづく「緑化推進重点地区」と区別するため、「緑化配慮地区」と呼んでいる。重点的な緑の整備が必要な地区等に指定し、その地区にあった緑化施策等を示す。

緑化推進重点地区 (逗子市みどり条例)	緑化推進重点地区とは逗子市みどり条例に基づく制度として定められる地区。平成8年に策定された緑の基本計画の中で位置づけられた緑化重点地区をベースに、より一層の緑化の推進を図るため、みどり審議会による1年間の審議を経て、現在の「緑化推進重点地区」の区域や整備方針が定められた。
緑地	都市緑地法では、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものを緑地としている。本計画では、このうち数値目標の対象とする緑地を、都市公園等の施設(施設緑地)又は法的に何らかの担保策が図られ、今後永続的に保全されることが見込まれる緑地(地域制緑地)を緑地として扱っている。
緑地管理機構	都市緑地法に基づき、緑地の保全および緑化の推進を図る公益法人及び特定営利活動法人(NPO法人)を都道府県知事が指定する制度
緑地協定	ある地域に住む住民の合意で緑化について協定を締結し、地域ぐるみで緑化しようとする制度。都市緑地法による協定。
緑被地・緑被率	樹林や草などの緑で覆われた部分及び農地、水面を緑被地という。また、これに裸地を入れる場合もある。 緑被率とは、地区内における緑被地の占める面積割合をいう。
わ行	
ワークショップ	様々な人々が参加し、各種の共同作業を通じて計画づくり等を進めていく手法。

逗子市緑の基本計画 2005

平成 18 年 3 月

発 行：逗子市環境部緑政課
〒249-8686
神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号
電話 0468(73)1111(代)
制作協力：朝日航洋株式会社



この報告書は古紙パルプ配合率 100%の再生紙を使用しています。